

## 第2回大磯町自治基本条例策定委員会

平成22年6月22日（火）17:30～19:45

### ■ アンケート調査について ■

諸坂先生(以下委員長)：町から説明をお願いいたします。

委員：60代以上の回答が多いですが、何か意味はあるのですか？

事務局：無作為ですので特に意図したことはありません。

委員長：年代別に回答率は出せますか？

事務局：人数ピラミッドに対応すると思います。また、無記名なので、たとえば20代に送っても親が代わりにやっている可能性があるので正確な数値を出すのは難しいです。

### ■ スケジュールについて ■

事務局：9月を完成目標としていましたが、議会への報告などを含めると難しいので少しずれます。もっと議論をしたほうが良いというのもあります。

委員長：町長選挙はいつですか？

事務局：10月28日です。

委員長：もし町長が変わった場合、予定が変更になることはありますか？

事務局：予定の変更は考えていません。

委員：パブコメの期間が1ヶ月だが、第4回策定委員会後が締め切り？

事務局：10月20日は末か。基本的にパブコメは長く取りたいと思います。

委員：できるだけパブコメ見たいです。

### ■ 骨子について ■

事務局：基本的に変えないが、追加しました。(網掛け部分)

～追加事項説明～

委員長：みなさん何かありますか？

委員：最高法規とはどの程度？

委員長：国も町も議会で決めたから法的に同じ位置づけ。法律に違反してはいけないということ。

委員：商工会で店が減っている。利便性の低下などの問題に対しては、この条例がどのように効果を発揮するのか？

委員長：町の議会に「声を届ける」きっかけとなるのがこの条例。実効性があるかないかと言ったら無いが、あることで意見を主張しやすくなる。決意表明と考えてください。

事務局：本来、条例には下位も上位もない。意見が入ってこない町づくりが

できない。町の理念を定めるものとして考えてほしい。

委員：「大磯町らしい」とは？

委員長：具体的に素案ではどうですか？

事務局：気候など。詳しくは素案の21条に書いています。

委員：人権の尊重の言い換えはできませんか？何だか言い方が冷たい・固いイメージ。それこそ大磯らしい柔らかい表現が良いと思う。

委員：改めて尊重とかを入れる必要はありますか？

委員長：日本は本来そうあるはずなのに、入れてしまうと「今」は違うのかと思ってしまうかもしれませんね。

事務局：全体的に言葉を選んでみます。

委員長：やることは当たり前、書くことによって襟を正すと捉えれば良いかと思えます。

## ■ 素案について ■

委員長：文語調より口語調のほうが受け入れやすいと思うのですが、いかがでしょうか？

全員：賛成です。

委員長：法律は読んで何通りかの意味で通じてしまうことを防ぐために厳格な言葉を使いますが、この条例ではあえて使いません。前文2段落で、マイナスイメージの言葉を3つ並べることはやめたほうがいいでしょう。

事務局：町民憲章を整理してから、ということで検討中です。

委員長：1条に詰め込みすぎ。「自立」は「自律」のほうが良いでしょう。

委員：内容以前に言葉の選りすぐりは先生と事務局で事前に打ち合わせをしてきてください。

委員：3章の権利は藤沢に比べて弱い。

委員：3条6項の「集団」とは？

事務局：サークルなど。地域社会の中ということなので。

委員長：大学・会社はコミュニティに入らない。事業者になります。11条の意義と1項は入らない。コミュニティの推進を上を持ってきましょう。

委員：前文の「私たち」とはだれ？

委員長：町民か私たちを主語とするのであまり問題ではない。

委員：前文の「由緒ある歴史、文化」は言い回しがおかしくないですか？

委員長：「歴史、文化に恵まれた由緒ある大磯」に。12条がコミュニティの中にあるのは微妙。「町外の人々」は町内外の人々に変更しましょう。

委員：9条の「それぞれの年齢」とは？

委員長：法律で区分されているので、それを使ったそれぞれ。

委員：5条2項と6条、14条と18条4項と19条 公開と努力規定はまとめた  
らどう？

事務局：情報は出せるが、現実問題として全ての情報を出せるわけではない。  
よってこういう形になりました。

委員長：「極力」という言葉を入れて調整すればよいのでは。利益調整は必要。

委員：附属機関とは？

委員長：審議会・審査会・協議会です。条例の解説は後から作ります。

事務局：議会基本条例があるので、それとの整合性を考えながら。

委員：3章にもう1文欲しいです。

委員：目玉となる文がないですね？

委員：もう少しパブコメの期間を長くできませんか？広報誌との関係もわかる  
けど。

事務局：まずはHPで。コミュニティ誌などにも頼んでみます。

委員：28条3項のところで、「設置することができる」ではなく「設置します」  
という表現が良いです。

事務局：条例の見直しは、手続き上、町でやります。

委員長：委員会は常設でいいのでは。

委員：委員会を設置したいときに設置できないのでは、という疑問が出てしま  
うのでは。

事務局：常設で見続けてほしいということですね？

委員長：行政をチェックする委員会(発案できる)がほしい。